民二
印省

法務省民二第１３７４号
平成２４年５月３１日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第４条第２項の規定により株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫の債権を担保するために受ける登記に係る登録免許税の非課税措置を受けるための証明書の様式について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり財務省大臣官房総括審議官から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

日本司法書士会連合会
'12.6.01
No.726

別紙甲号

財政第２７７号
平成２４年５月２８日

法務省民事局長　殿

財務省大臣官房総括審議官

登録免許税法第４条第２項の規定により株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫の債権を担保するために受ける登記に係る登録免許税の非課税措置を受けるための証明書の様式について(照会)

登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第４条第２項の規定により株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫の債権を担保するために受ける登記に係る登録免許税の非課税措置を受けるための同法別表第三の一の二の項及び一の三の項に規定する同法施行規則（昭和４２年大蔵省令第３７号）第２条の２の規定に基づき財務（支）局長が発行する証明書の様式を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えなければ、その旨貴管下法務局及び地方法務局の登記官に対し、周知願います。

法務省
24.5.28
第718号
民事局民事第一課

# 登録免許税法別表第三の一の二の項に係る証明申請書

平成　　年　　月　　日

財務（支）局長　殿

住　所
申請者（債務者）名　称
代表者
署　名
担当者及び連絡先（債務者以外の代理人が申請する場合は代理人の氏名及び連絡先）
（　　印）

株式会社国際協力銀行の債権を担保するために、別紙記載の担保の目的についてなされる下記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の一の二の項の第三欄に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記又は登録は、証明日（本証明書に記載された日付）から1か月以内に行い、当該登記又は登録の完了後まで、登録免許税法別表第三の一の二の項の第三欄に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。また、当該登記又は登録を行わないこととなった場合には、速やかに本証明書を添えて取下げを行います。

記

1　登記又は登録の原因

2　債務者

3　債務者の資本金の額（普通法人の場合）（現地通貨建及び円貨換算額（注））
（注）申請書提出日に適用される報告省令レート（日銀が公表）で算出

4　債権額又は極度額

5　登録免許税法別表第三の一の二の項の第三欄に該当する理由（いずれかにVをつける）
□　債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人ではない
□　債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち資本金の額が５億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

6　添付書類（添付するものにVをつける）
□　海外（国名　　）の登記所等の発行する証明書類　□　その日本語訳
□「報告省令レート」の日銀HPのコピー等　□　その他（　　）

上記の登記又は登録の申請を行う方針にあることを確認します。

平成　　年　　月　　日

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
株式会社国際協力銀行
○　○　○　○　　印

---

## 証　明　書

上記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の一の二の項の第三欄に該当する登記又は登録である旨証明する。

平成　　年　　月　　日

財務（支）局長　　印

別紙

担 保 の 目 的

土 地

| 所 在 | 地番 |
| --- | --- |
| ○○市○○町 | 5番1 |

建 物

| 所 在 | | 家屋番号 |
| --- | --- | --- |
| ○○市○○町○丁目 | 5番地1 | 5番1 |

工場財団

○○法務局登記第○号工場財団

船 舶

船舶の種類及び名称　汽船　フェリー○○

船籍港　○○市○○町

# 登録免許税法別表第三の一の三の項に係る証明申請書

平成　　年　　月　　日

財務（支）局長　殿

住　所
申請者（債務者）名　称
代表者
署　名
担当者及び連絡先（債務者以外の代理人が申請する場合は代理人の氏名及び連絡先）
（　　印　）

株式会社日本政策金融公庫の債権を担保するために、別紙記載の担保の目的についてなされる下記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の一の三の項の第三欄に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記又は登録は、証明日（本証明書に記載された日付）から1か月以内に行い、当該登記又は登録の完了後まで、登録免許税法別表第三の一の三の項の第三欄に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。また、当該登記又は登録を行わないこととなった場合には、速やかに本証明書を添えて取下げを行います。

記

1　登記又は登録の原因

2　債務者

3　債務者の資本金の額（普通法人の場合）（現地通貨建及び円貨換算額（注））
（注）申請書提出日に適用される報告省令レート（日銀が公表）で算出

4　債権額又は極度額

5　登録免許税法別表第三の一の三の項の第三欄に該当する理由（いずれかにVをつける）
□　債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人ではない
□　債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち資本金の額が５億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

6　添付書類（添付するものにVをつける）
□　海外（国名　　）の登記所等の発行する証明書類　□　その日本語訳
□「報告省令レート」の日銀HPのコピー等　□　その他（　　）

上記の登記又は登録の申請を行う方針にあることを確認します。

平成　　年　　月　　日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号
株式会社日本政策金融公庫
○　○　○　○　　印

---

## 証　明　書

上記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の一の三の項の第三欄に該当する登記又は登録である旨証明する。

平成　　年　　月　　日

財務（支）局長　　印

別紙

担　保　の　目　的

土　地

| 所　在 | 地番 |
| --- | --- |
| ○○市○○町 | ５番１ |

建　物

| 所　在 | 家屋番号 |
| --- | --- |
| ○○市○○町○丁目　５番地１ | ５番１ |

工場財団

○○法務局登記第○号工場財団

船　舶

| | |
| --- | --- |
| 船舶の種類及び名称 | 汽船　フェリー○○ |
| 船籍港 | ○○市○○町 |

印民

別紙乙号

法務省民二第１３７３号
平成２４年５月３１日

財務省大臣官房総括審議官　殿

法務省民事局長

登録免許税法第４条第２項の規定により株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫の債権を担保するために受ける登記に係る登録免許税の非課税措置を受けるための証明書の様式について（回答）

本月２８日付け財政第２７７号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。